

## 入札説明書

令和3年度大阪市浪速区役所古紙等及びアルミ売払（単価契約）にかかる一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月12日（金）

2 契約担当

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20

大阪市浪速区役所総務課（浪速区役所6階）

電話 06-6647-9942 Fax 06-6633-8270

3 入札に付すべき事項

売払物品		予定数量
古新聞等		21,028kg
内 訳	古新聞	27kg
	ダンボール	1,440kg
	ミックスペーパー	10,988kg
	機密文書	8,410kg
アルミ		163kg

※ミックスペーパーにはシュレッターくず、雑誌・チラシ等、その他古紙を含む。

※ 数量はあくまで実績に基づく予定数量であり、実際とは大きく差異が出ることもある。

4 引取場所及び住所

大阪市浪速区役所 大阪市浪速区敷津東1-4-20

5 契約期間

契約日から令和4年3月31日まで

6 下見日時及び方法

(1) 下見日時

令和3年2月22日（月） 午後1時から午後5時まで

(2) 予約方法

下見を希望する場合は、令和3年2月19日（金）の正午までに、上記2の担当まで電話連絡の上、「下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

なお、機密文書については、文書廃棄時期に臨時保管場所に集積されるため、下見時に確認した古紙等と同内容とはならないので注意すること。

## 7 入札参加要件

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 入札参加申請期限までに契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し令和2年・3年度の物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること。
- (2) 大阪府廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

## 8 入札参加に要する書類・受付期間等

### (1) 入札参加に要する書類

- ・ 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- ・ 大阪市令和2年度及び令和3年度の物品売払入札参加承認証（本市様式）の写し
- ※ 令和2・3年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「令和2年度及び令和3年度申請書」からダウンロードすること
- ・ 大阪府廃棄物再生事業者登録証明書の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）
- ・ 再生資源化を行うための処理計画書
- ・ 新許可証交付がわかる書類等(令和2年4月1日に古物営業法が変更になっているため)

### (2) 受付期間

公告の日から令和3年3月4日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで

### (3) 受付場所

上記2に同じ

(4) 入札参加に要する書類は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

(5) 入札参加に要する書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された書類については、提出者に無断で他に使用しない。

## 9 仕様書の交付

### (1) 交付期間

公告の日から令和3年3月4日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで

(2) 交付方法

大阪市ホームページにて交付する。また、上記2においても無償で交付する。

[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/30-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/30-Curr.html)

10 質問事項の受付・締切・回答

- (1) 質問は電子メール、持参、または郵便等により提出すること（宛先は上記「2 契約担当」に同じ。）

電子メールの質問先 ([tj0001@city.osaka.lg.jp](mailto:tj0001@city.osaka.lg.jp))

- (2) 質問の受付は、公告の日から令和3年2月22日（月）午後5時30分まで（必着）とする。締切以降の質問については受け付けない。

- (3) 質問に対する回答については、令和3年2月25日（木）午前10時から令和3年3月10日（水）午後5時30分まで浪速区役所ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

質問に対する回答掲載 URL

(<http://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3217-5-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

11 入札参加資格の審査等

上記8の提出書類により入札参加資格を審査し、結果を令和3年3月1日（月）付で郵送により通知する。入札参加資格を認めた者には入札書を同封して交付する。また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。

12 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上の額。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約書作成の要否 要

13 入札執行日時及び場所

- (1) 入札書受付日時

令和3年3月11日（木）午前10時30分から午前11時00分

- (2) 開札予定日時

令和3年3月11日（木）午前11時00分

(3) 入札執行場所

大阪市浪速区役所 6階 601 会議室

14 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、売払物品ごとの単価を記載すること。また、取引にかかる消費税及び地方消費税分を含むものとする。(消費税率は 10%で計算すること。) 入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。
- (2) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
- (3) 入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え、撤回を行うことはできない。
- (4) 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

16 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(注 1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条に該当するとして、その者にかかる入札は無効とする。
- (5) 12(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (6) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。
- (7) 本案件は令和 3 年度予算の発効をもって有効とする。